

平成 18 年 6 月 8 日

各 位

上場会社名 株式会社ダイサン  
代表者名 代表取締役社長 三浦基和  
(コード番号 4750 大証第2部)  
問合せ先 取締役管理本部本部長 住川章雄  
(TEL: 06 - 6243 - 6341)

### 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 18 年 6 月 8 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 18 年 7 月 13 日開催予定の第 32 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 定款変更の理由

- (1) 「電子公告制度の導入のための商法等の一部を改正する法律」(平成 16 年法律第 87 号)が平成 17 年 2 月 1 日に施行されましたので、株主の皆様の利便の向上と公告掲載費用の節減をはかるため、当会社の公告を日本経済新聞への掲載から電子公告に変更し、併せて電子公告ができないときの措置を定めるものであります。
- (2) 「会社法」(平成 17 年法律第 86 号)および「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成 17 年法律第 87 号。以下「整備法」という)が、平成 18 年 5 月 1 日に施行されたことに伴い、「会社法」および「整備法」に基づき、当社現行定款につき、次のとおり所要の変更を行うものであります。

単元未満株式を保有する株主の権利を明確にするための規定を新設するものであります。インターネットの普及を考慮して、法務省令に定めるところに従い株主総会参考書類等をインターネットで開示することにより、みなし提供できるようにするための規定を新設するものであります。

取締役会の機動的な運営を図るため、取締役会を開催せずに取締役会の決議があったものとみなすことを可能にするための規定を新設するものであります。

その他、会社法が施行されることに伴い、規定の整備、条文の加除に伴う条数の変更等所要の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 18 年 7 月 13 日 (木)

定款変更の効力発生日 平成 18 年 7 月 13 日 (木)

以上

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 1 章 総則</p> <p>(商号) 第 1 条 (条文省略)</p> <p>(目的) 第 2 条 (条文省略)</p> <p>(本店の所在地) 第 3 条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(公告の方法) 第 4 条 当社の公告は、<u>日本経済新聞に掲載する。</u></p> <p style="text-align: center;">第 2 章 株式</p> <p>(発行する株式の総数) 第 5 条 当社が発行する株式の総数は、<u>26,000,000株とする。</u></p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(自己株式の取得) 第 6 条 当社は、<u>商法第211条ノ3第1項第2号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買受けることができる。</u></p> <p>(<u>1単元の株式の数および単元未満株券の不発行</u>) 第 7 条 当社の <u>1単元の株式の数は、1,000株とする。</u> 2. 当社は、<u>1単元の株式の数に満たない株式(以下「単元未満株式」という。)</u>に係る株券を発行しない。</p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総則</p> <p>(商号) 第 1 条 (現行どおり)</p> <p>(目的) 第 2 条 (現行どおり)</p> <p>(本店の所在地) 第 3 条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">(機 関)</p> <p>第 4 条 <u>当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</u> <u>(1) 取締役会</u> <u>(2) 監査役</u> <u>(3) 監査役会</u> <u>(4) 会計監査人</u></p> <p>(公告方法) 第 5 条 当社の公告方法は、<u>電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。</u></p> <p style="text-align: center;">第 2 章 株式</p> <p>(発行可能株式総数) 第 6 条 当社の発行可能株式総数は、<u>26,000,000株とする。</u></p> <p style="text-align: center;">(株券の発行)</p> <p>第 7 条 <u>当社は、株式に係る株券を発行する。</u></p> <p>(自己の株式の取得) 第 8 条 当社は、<u>会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。</u></p> <p>(<u>単元株式数および単元未満株券の不発行</u>) 第 9 条 当社の単元株式数は、<u>1,000株とする。</u> 2. 当社は、<u>第7条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りでない。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(名義書換代理人)  第8条 当社は、<u>株式につき名義書換代理人を置く。</u>  2. <u>前項の名義書換代理人およびその事務取扱場所は取締役会の決議によって選定する。</u>  3. <u>当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)および株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、単元未満株式の買取り、質権の登録、信託財産の表示、株券の交付届出の受理等株式に関する事務は、名義書換代理人に取り扱わせ、当社においては、これを取り扱わない。</u></p> <p>(株式取扱規程)  第9条 当社の発行する株券の種類ならびに<u>株式の名義書換、単元未満株式の買取りその他株式に関する手続および手数料は、取締役会の定める株式取扱規程による。</u></p> <p>(基準日)  第10条 当社は、毎年4月20日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)をもってその決算期に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。  2. <u>前項のほか、必要があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。</u></p>	<p>(単元未満株式についての権利)  第10条 <u>当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</u>  (1) <u>会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u>  (2) <u>会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</u>  (3) <u>株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</u></p> <p>(株主名簿管理人)  第11条 当社は、<u>株主名簿管理人を置く。</u>  2. <u>株主名簿管理人および事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</u>  3. <u>当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取り扱わない。</u></p> <p>(株式取扱規程)  第12条 当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、<u>法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</u></p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p>(招集の時期)</p> <p>第11条 当会社の定時株主総会は、毎営業年度終了後3カ月以内、臨時株主総会は必要ある毎にこれを招集する。</p> <p style="padding-left: 2em;">2. <u>総会の日時および場所は取締役会がこれを定める。</u></p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(招集者および議長)</p> <p>第12条 当会社の株主総会は、取締役社長が招集し、その議長となる。取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに当たる。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第13条 当会社の株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人としてその議決権を行使することができる。この場合、株主または代理人は代理権を証する書面を当会社に提出しなければならない。</p> <p>(決議の方法)</p> <p>第14条 当会社の株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p style="padding-left: 2em;">2. <u>商法第343条に定める特別決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</u></p>	<p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p>(招集の時期)</p> <p>第13条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度終了後3カ月以内、臨時株主総会は必要ある<u>ときに</u>これを招集する。</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p>(定時株主総会の基準日)</p> <p>第14条 <u>当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年4月20日とする。</u></p> <p>(招集権者および議長)</p> <p>第15条 (現行どおり)</p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第16条 <u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第17条 当会社の株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。この場合、株主または代理人は、代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</p> <p>(決議の方法)</p> <p>第18条 当会社の株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p style="padding-left: 2em;">2. <u>会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(議事録)</p> <p>第15条 株主総会の議事の経過の要領およびその結果は、これを議事録に記載または記録し、議長ならびに出席した取締役が記名押印または電子署名を行う。</p> <p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第16条 当社の取締役は、7名以内とする。</p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第17条 当社の取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2. 前項の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3. 当社の取締役の選任決議は、累積投票によらない。</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第18条 当社の取締役の任期は、就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2. 補欠または増員として選任された取締役の任期は他の在任取締役の任期の満了すべき時までとする。</p> <p>(代表取締役)</p> <p>第19条 当社の取締役社長は、当社を代表し、会社の業務を統括する。</p> <p>2. 当社は、取締役会の決議により、代表取締役若干名を選任することができる。</p> <p>(役付取締役)</p> <p>第20条 当社は、取締役会の決議により、取締役会長および取締役社長各1名ならびに取締役副社長、専務取締役、常務取締役および取締役相談役各若干名を選任することができる。</p> <p>(招集者および議長)</p> <p>第21条 取締役会は、取締役社長が招集し、その議長となる。取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに当たる。</p>	<p>(議事録)</p> <p>第19条 株主総会の議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録する。</p> <p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第20条 (現行どおり)</p> <p>(選任)</p> <p>第21条 (現行どおり)</p> <p>2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3. (現行どおり)</p> <p>(任期)</p> <p>第22条 当社の取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. 補欠または増員として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第23条 当社の取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>2. 取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>(削 除)</p> <p>(招集権者および議長)</p> <p>第24条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに当たる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(招集の方法) 第22条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要がある場合は、これを短縮することができる。 (新 設)</p> <p>(決議の方法) 第23条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席取締役の過半数をもって行う。 (新 設)</p> <p>(報酬および退職慰労金) 第24条 <u>当会社の取締役の報酬および退職慰労金は、株主総会の決議をもって定める。</u></p> <p>(執行役員) 第25条 当社は、<u>取締役会の決議により執行役員を選任し、代表取締役の監督の下に会社業務の執行権限の一部を行使させることができる。</u> 2. 執行役員は、取締役会に出席して前項の執行業務について報告する義務を負う。 3. 執行役員は、取締役に対して、適宜経営についての意見を述べることができる。</p> <p>(相談役および顧問) 第26条 当社には、相談役および顧問を若干名置くことができる。 2. 相談役および顧問は、取締役会において推薦するものとし、取締役会に出席して意見を述べるすることができる。</p> <p>(取締役会の議事録) 第27条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果は、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役が記名押印または電子署名を行う。</p>	<p>(招集の方法) 第25条 (現行どおり)</p> <p>2. <u>取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役を開催することができる。</u></p> <p>(決議方法) 第26条 取締役会の決議は、<u>議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。</u> 2. <u>当社は、会社法第370条の要件を満たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。</u></p> <p>(報酬等) 第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として<u>当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)</u>は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(執行役員) 第28条 取締役会は、<u>その決議によって執行役員を選定し、代表取締役の監督の下に会社業務の執行権限の一部を行使させることができる。</u> 2. (現行どおり) 3. (現行どおり)</p> <p>(相談役および顧問) 第29条 (現行どおり) 2. (現行どおり)</p> <p>(取締役会の議事録) 第30条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびに<u>その他法令の定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>第5章 監査役および監査役会 (監査役の員数) 第28条 当社の監査役は、4名以内とする。 (監査役の選任) 第29条 当社の監査役は、株主総会において選任する。 2. 前項の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 (監査役の任期) 第30条 当社の監査役の任期は、就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。 2. 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。 (常勤の監査役) 第31条 監査役は、互選により常勤の監査役を定める。 (招集の方法) 第32条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要がある場合は、これを短縮することができる。 (新 設) (決議の方法) 第33条 監査役会の決議は、監査役の過半数をもって行う。 (報酬および退職慰労金) 第34条 当社の監査役の報酬および退職慰労金は、株主総会の決議をもって定める。</p>	<p>(取締役会規程) 第31条 <u>取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。</u> 第5章 監査役および監査役会 (員数) 第32条 (現行どおり) (選任) 第33条 (現行どおり) 2. <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u> (任期) 第34条 当社の監査役の任期は、<u>選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> 2. <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u> (常勤の監査役) 第35条 <u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u> (招集の方法) 第36条 (現行どおり) 2. <u>監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u> (決議の方法) 第37条 監査役会の決議は、<u>法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u> (報酬等) 第38条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(監査役会の議事録)  第35条 監査役会における議事の経過の要領およびその結果は、これを議事録に記載または記録し、出席した監査役が記名押印または電子署名を行う。</p> <p>(新 設)</p> <p>第 6 章 計 算</p> <p>(営業年度)  第36条 当会社の営業年度は、毎年4月21日から翌年4月20日までとし、毎営業年度末に決算を行う。</p> <p>(利益配当)  第37条 当会社の利益配当金は、毎月4月20日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に対して支払う。</p> <p>(新 設)</p> <p>(中間配当)  第38条 当会社は取締役会の決議をもって、毎年10月20日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に対し、商法第293条ノ5の規定に基づき金銭の分配(中間配当という。)を行うことができる。</p> <p>(配当金等の除斥期間)  第39条 利益配当金および中間配当金が、その支払開始の日から満3年を経過して受領されない場合、当会社は支払の義務を免れる。  2. 未払いの利益配当金および中間配当金には、利息を付けない。</p>	<p>(監査役会の議事録)  第39条 監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびに<u>その他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。</u></p> <p>(監査役会規程)  第40条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</p> <p>第 6 章 計 算</p> <p>(事業年度)  第41条 当会社の事業年度は、毎年4月21日から翌年4月20日までの1年とする。</p> <p>(剰余金の配当の基準日)  第42条 当会社の期末配当の基準日は、毎年4月20日とする。</p> <p>2. 当会社の中間配当の基準日は、毎年10月20日とする。</p> <p>(削 除)</p> <p>(配当金の除斥期間)  第43条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。</p> <p>(削 除)</p>

以上